

【和田小学校いじめ防止基本方針】全体計画

＜学校教育目標＞

心身ともにたくましく、自ら考え、行動する、心豊かなひまわりっ子の育成
つよく かしこく むつまじく

【家庭】・早期発見・早期解決のために学校との連携を密にするとともに、日頃から子どもとの会話のある暖かい親子関係を築く。
【地域】・子どもの健全育成を目指して、よりよい環境づくりを進めるとともに「地域みんなの子ども」という視点に立った指導を推進する。

【心の教育推進委員会（いじめ防止対策委員会）】
○ 目的
児童の日常生活の実態を把握し、全職員が一体となり「一人一人の心に響く生徒指導」の展開に努める。また、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
○ 組織構成
校長、教頭、担任、養護教諭、事務職員の全職員
その他、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、関係機関の助言をいただく。

【関係機関等との連携】
・早期発見・早期解決のために、必要に応じて、市教育委員会、SC、SSW、民生委員、児童相談所、県総合教育センター、精神保健福祉センター、吹上交番などと連携を図る。

【教育活動の重点】
○学級経営の充実
・学級集団づくり
・わかる授業づくり
・学習規律の徹底
○人権教育の充実
・人権週間の取組
・人権教室
・ポスター・標語等
○道徳教育の充実
・研究授業の実施
○体験学習の充実
・福祉体験学習

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
・縦割り班活動
・花田、永吉小との集合学習等

【いじめ防止】
○ いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前に働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。

【いじめの早期発見】
○ 早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。

【いじめに対する措置】
○ いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「心の教育推進委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携を図り、吹上交番と相談して対処する。

【生徒指導】
○生活指導
・基本的な生活習慣の定着
・学校楽しーと活用
○読書指導
・ひまわり読書の充実
・家読のススメ
・読み聞かせ（いじめに関する本等）
○特別活動
・情報モラル活動の充実
・ソーシャルスキルトレーニングの実施
○教育相談
※個人面談、保護者面談等の定期的実施
【職員研修】
○カウンセリング研修を実施
【その他】
○啓発資料の活用

【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4		年間及び1学期の活動計画の検討	(学校) いじめアンケート	学級開き 学級ルールづくり 「いじめ問題を考える週間」の実施	全校レクリエーション	各教科における指導計画の確認	児童の実態把握 家庭訪問	学校基本方針の確認 児童理解
5		アンケートに基づいた対応策の検討	(センター) 学校楽しーと		全校レクリエーション	各学級指導 ※パソコン利用	教育相談 個別相談	具体的な対応の在り方
6		教育相談週間の設定(児童)			ふわふわ言葉とちくちく言葉		個別相談(児童)	
7		児童・保護者アンケート集計、取組の検証	児童・保護者アンケート	校内水泳大会				
8		2学期の活動計画の検討						取組評価結果から
9		実態に基づいた対応策の検討	(学校) いじめアンケート	心の教育の日 道徳授業 「いじめ問題を考える週間」の実施 秋季大運動会(地区公民館合同)	全校レクリエーション 子ども会議	携帯・ネット利用実態調査		
10		児童の情報交換			いじめ防止 標語作成 子ども会議		教育相談(保護者)	具体的な対応の在り方
11		児童の情報交換		秋祭り、読書祭り ふれあい給食			個別相談	
12		集計、取組の検証	児童・保護者アンケート (センター) 学校楽しーと	校内持久走大会	人権教室		個別相談	
1		児童の情報交換						取組評価結果から
2					全校レクリエーション 感謝式(スクールガード)		教育相談	
3		取組の検証 次年度活動計画案作成					個別相談	